

震災特例法が改正されたことに伴い、 印紙税の非課税措置が拡充されました。

消費貸借に関する契約書の印紙税の取扱に関して、「震災対策特別資金（10年型）」に加えて「震災対策特別資金（5年型）」についても、印紙税非課税措置の対象となりました。両資金とも、さかのぼって非課税の対象となりますので、印紙税の還付については、金融機関にご相談ください。

- ◆ 「震災対策特別資金（5年型）」
新たに印紙税非課税の対象となります。（平成23年4月1日までさかのぼります。）
- ◆ 「震災対策特別資金（10年型）」
引き続き印紙税非課税の対象となります。（平成23年6月1日までさかのぼります。）

【参考】 国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/zeikin.htm#ku>

